

時間外在校等時間は労働時間ではない

文科省が固執する厚労省ガイドラインに反する残業代未払いの理由

衆議院を通過した給特法等改定案は、5月21日の参議院本会議で審議入り後、4回の文教科学委員会での審議を終えた。当初、早期成立がねらわれていた同法案ですが、ここまで引き延ばされてきたのは、委員会審議を通じて給特法のもつ根本的な問題点が明らかになってきたからです。

6月3日、参院文科委員会で東京大学の本田由紀教授は、この問題点をすくなくとも参考人意見陳述をおこないました。

労働基準法は公立学校の教員にも原則適用されますが、第37条（時間外勤務の割増賃金）は適用除外とされています。

そのため、時間外勤務手当は支給されず、給料の4%の教職調整額が支払われます。

このことから公立学校の教員には原則として「教員には限定4項目以外は

て時間外勤務は命じないものと、時間外勤務を命ずる場合は、①校外実習その他生徒の実習に関する業務、②修学旅行その他学校の行事に関する業務、③職員会議に関する業務、④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務に限る（限定4項目）としています。

給特法等改定案をめぐる審議の中で「多くの教員が限定4項目以外の業務を時間外におこなっているが、その業務は労働時間かどうか」との質問に、文科省は「教員には限定4項目以外は

限定4項目以外の業務は自発的な業務？



香川教育

発行所
高松市田村町1033-3
TEL (087) 867-4797
FAX (087) 867-6446
kakyoso@kakyoso.com
香川県教職員組合
定価 1部50円 1月100円
組合員の購読料は組合費に含む

香教組ホームページ

<http://kakyoso.com/>

時間外勤務を命じないこととされており、命令が出されていない自発的な業務なので労働時間にあたらない」という趣旨の答弁を繰り返しています。

黙示的な指示であれば労働時間

しかし、厚労省の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（2017年）では、「労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時

間は労働時間に当たると明快に述べています。

現場では、時間外在校等時間として授業準備やテストの採点をしたり、生徒指導上の問題で家庭訪問をするなどは日常茶飯事のことです。これらは確かに学校長からの時間外勤務命令を受けてはいませんが、校務分掌上や教員の職務としておこなっている業務であり、決して「自発的」なものではありません。

恥であり罪である

このように文科省の言い分は

本田由紀氏の意見陳述（要旨）

今法案の問題点は大きく分けて三つあります。

1点目は、根本的な法律の立て付けに関する問題です。

改定案に盛り込まれた「時間外在校等時間」という言葉は、教員があたかも自発的に取り組んでいる時間のような印象操作に使われていますが、実態は明らかに労働時間です。

その根拠に、教員勤務実態調査の結果において、自発的どころか完全に本来の業務としての仕事の時間であることが明らかになっています。データによると、小中学校とも在校等時間は1日11時間ほどで、



意見陳述する本田由紀氏
＝6月3日、参院文科委

全て教員として必要な職務で、授業や生徒指導に関する事柄であり「自発的」という言葉に当てはまりません。

文部科学省の見解には大きな矛盾や破綻が見られます。最高裁判決および厚生労働省のガイドラインでは、明らかに時間外勤務命令でなくとも、黙示的な指示であれば労働時間であると見なされます。自発的な業務は労働時間ではない、という文科省の理屈は成立しません。

加えて言うと、文科省は時間外在校等時間は自発的な取り組みだが勤務時間の管理対象にするといいます。すなわち実質的な労働時間となり、管理はするが報酬は支払われないという判断を続けている点で、今回の給特法は大きな問題を含んでいます。

2点目は、教職調整額を10

厚労省ガイドラインに反するものです。自発的な業務なので労働時間ではない。だから残業代は支払わない―意見陳述のしめくくり、本田由紀氏は「労働に関するはっきりと定められている法や規範を逸脱するような法律を全国の大量の教員に対して国が法として定めるといふことは、恥であり罪である」と厳しく批判しました。

今の改定案は廃案とし、文科省に時間外在校等時間をきちんと労働時間と認めさせることが必要です。

%に段階的に引き上げることが法案に組み込まれ、1カ月の時間外在校等時間を30時間に減らすことを目標に示しています。仮に30時間まで減らしても、教職調整額10%では時間外労働に対する適切な報酬に達しません。国が公立学校の教員に無報酬労働を強いるというものです。

3点目に、新たに設ける「主務教諭」の問題です。教員間で責任や賃金の階層構造を増大させ、互いの専門性に敬意を払いつつ対等に意見を述べ、運営に参加するという学校のあり方を阻害する恐れがあると考えます。

国立や私立学校の教員には、すでに残業代の支払いがされていることを鑑みても、今法案は多数の矛盾を含んでおり、公立学校の教員の長時間労働を延命させる悪法です。基礎定数の大幅な増加は不可欠であると申し上げます。



今後の教職課程の在り方を検討している中、教審委員養成部会で、

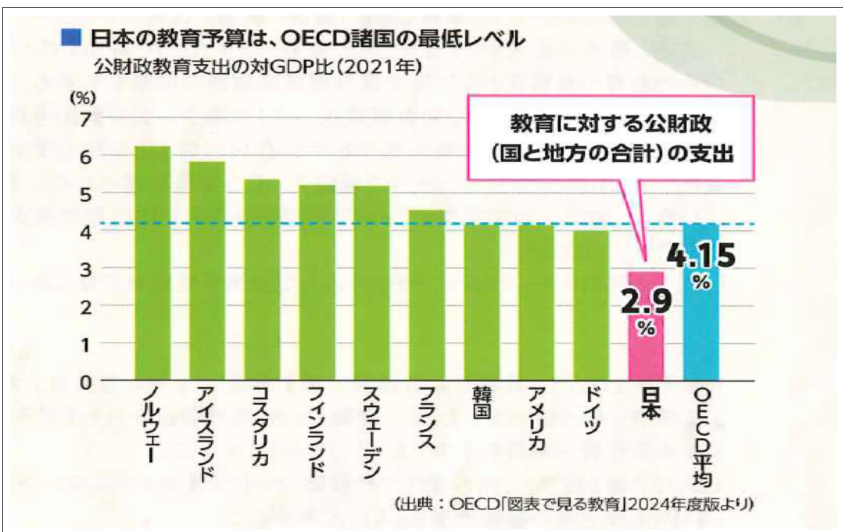
憲法を学ぶ必要はない？

を実現するのが教育であれば、教職をめざす学生が憲法の価値をしっかりと身に付けることは必須ではないか。▼阿部文科大臣はすかさず、「教師は国や社会を支える人材の育成を行う学校教育の要であり、憲法を学ぶことは必要だ」との見解を示した。「憲法を学ぶことは必要」と述べたことはよいが、「人材の育成を行う学校教育」というのは受け入れがたい。教育はあくまでも「人材の育成」ではなく「人格の完成」をめざすべきだ。▼教職員を含め公務員は任用時に、日本国憲法を尊重し、擁護することを誓う「宣誓書」を出す。そのことの重さを改めてみなさんと考えたい。

教育費、教職員を増やして！

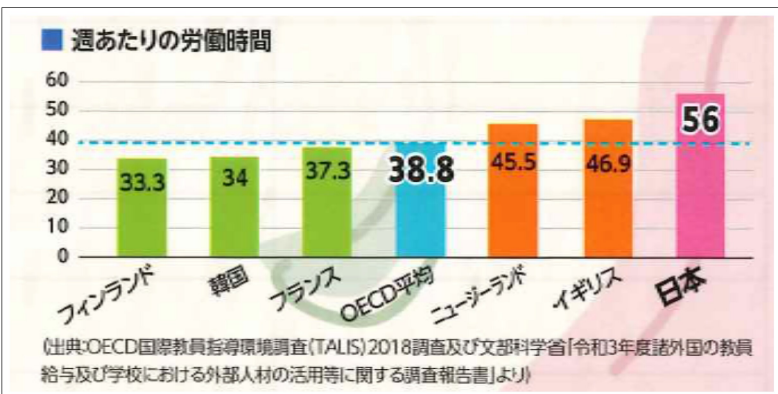
1面で東京大学の本田由紀教授の参院文科委員会での参考人意見陳述の要旨を紹介しました。本当になさけない文科省の姿勢です。日本の教育状況を諸外国と比較してみましょう。

日本の教育予算は最低レベル



右の図はOECD加盟諸国の公財政教育支出額の対GDP比を調べたものです。公財政ですから、国と地方の支出を合計したものです。日本はOECD平均よりもはるかに低い状態です。教育予算を引き上げて、すべての子どもが等しく教育を受ける権利を保障することが必要です。

教員の労働時間は世界一長い



次は過当たりの労働時間についての調査です。日本の教職員は世界でもっとも労働時間が長いと、国際調査でも明らかになっています。日本と同様に時間外手当のないニュージーランドやイギリスはOECD平均を上回り、時間外手当のあるフィンランド、韓国、フランスはOECD平均を下回っています。

本田教授が「基礎定数の大幅な増加は不可欠」と陳述されたところ、今の学校の状況を変えるには教職員増しがありません。教職員に時間的なゆとりがないと、与えられた業務を終わらせるだけになってしまう恐れがあります。それは、本来の教育のあり方とはちがったものです。

教職員にも子どもにもゆとりが必要

また、本田教授が「互いの専門性に敬意を払いつつ対等に意見を述べ、運営に参加する学校の在り方」と述べられています。現場が教職員が互いに支え合える環境であることが重要です。今、小中学校には毎年200名を超える新規採用者が赴任しています。新規採用者の中には日々の

教育を実践をしていく上でいろいろな悩みを抱えている人もいます。それを感じ取り、あたたかく支援や指導ができる学校が、教職員も子どもも笑顔あふれる学校につながります。

子どもたちにも時間的にも心理的にもゆとりが必要です。現在の競争的、詰め込み的な教育内容の改善も必要です。子どもの人間的な成長・人格の完成のためにも考えなければならぬことではないでしょうか。

核兵器も戦争もない平和な世界を

国民平和大行進に参加

「核兵器も戦争もない平和な世界の実現」をめざして、2025年原水爆禁止国民平和大行進北四国コース・香川県内コースが5月18日(日)に愛媛県境での引き継ぎ式が始まり、6月1日(日)に徳島県境での四国終結集会へと行進しました。

2025年は広島・長崎の被爆から80年の節目の年です。そして、2024年には日本被爆者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。世界は、核廃棄物絶へと確かな歩みをすすめています。そんな中、唯一の戦争被爆国である日本は「核兵器禁止条約」に批准していません。平和大行進では「日本政府に核兵器禁止条約を批准することを求める」署名活動にとりくみました。また、各地の集合場所では「青い空は 青いままに 子どもらに伝えたい……」と「青い空は」を参加者で合唱しました。

香教組からは「平和な未来を子どもたちに伝えたい」の思いで三豊市や観音寺市、高松市の行進に参加しました。



写真は右上が思いを書いたペナント
右下が三豊市役所
左上が高松市内の商店街